

救済策の背景

- 原発事故費用の増大
- 電力自由化
 - 総括原価主義に基づく電気料金（小売料金）の撤廃
 - 原子力事業のリスクが高まる

問題となった費用

- 事故費用：東電救済策
 - 損害賠償
 - 事故炉廃炉費用
- 一般廃炉
 - 残存簿価の減価償却費部分
 - 解体引当金の引当期間短縮にともなう費用
 - 廃炉費用の上振れ部分

19

第二段階の原発コストの国民転嫁策（新提案）

法制化
進行中

費用	負担方法
福島原発事故費用	①「管理型積立金制度」を創設 ②東電の送電部門の超過利潤の一部をあてる。
損害賠償費用	一般負担金部分の「過去分」を全消費者から回収（託送料金）

一般廃炉費用	「計画外廃炉」の残存簿価分	託送料金で回収
	解体引当金の引当期間短縮にともなう費用	託送料金で回収
	上振れ分	個別の事情も含めて上振れ分を引当可能に。

未着手
(政府の法律)
?

※中間貯蔵施設（国費）、除染（株式売却益）の枠組みはそのまま。

「過去分」の考え方の提示と責任転嫁

3. 2. 原子力事故に係る賠償への備えに関する負担の在り方

(1) 経緯・課題

東京電力福島第一原子力発電所(1F)の事故後、原子力事故に係る賠償への備えとして、従前から存在していた原子力損害賠償法に加えて新たに原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(以下、「原賠機構法」という。)が制定され、現在、両法に基づき、原子力事業者が毎年一定額²⁾の一般負担金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下、「原賠・廃炉機構」という。)に納付している。原子力損害賠償法の趣旨に鑑みれば、本来、こうした万一の際の賠償への備えは、1F事故以前から確保しておくべきであったが、政府は何ら制度的な措置を講じておらず(=制度の不備)、事業者がそうした費用を料金原価に算入することもなかった。

このような状況の下で、2016年4月に小売が全面自由化され、新電力への契約切替えにより一般負担金を負担しない需要家が増加していることを踏まえ、需要家間の公平性等の観点から、1F事故前に確保しておくべきであった賠償への備え(以下、「過去分」という。)の負担の在り方について検討を行った。

21

(2) 基本的な考え方

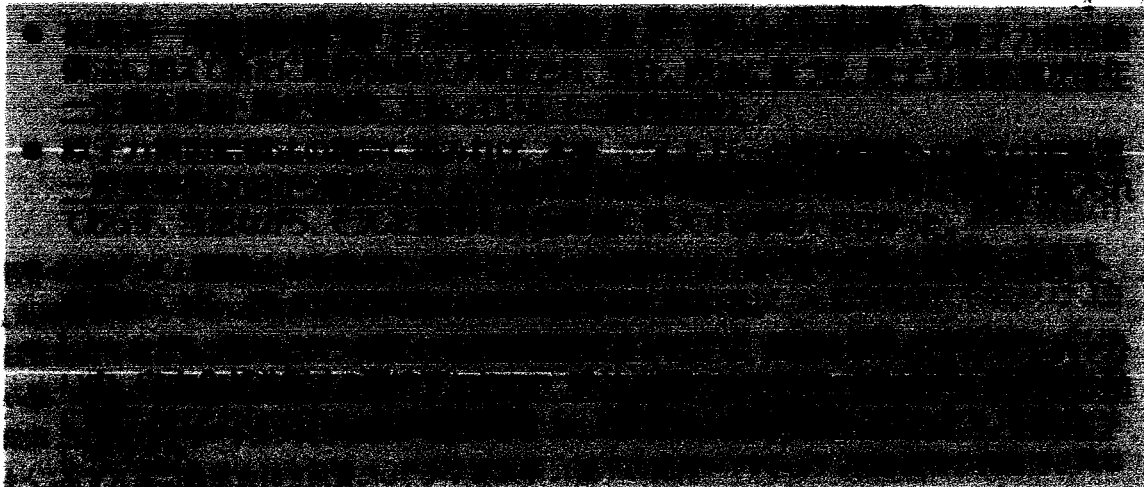
① 過去分の負担の在り方

従来、総括原価方式の下で営まれてきた電気事業においては、一般の事業と異なり、将来的な費用増大リスクを見込んだ自由な価格設定を行うことはできず、料金の算定時点で合理的に見積もられた費用以外を料金原価に算入することは認められていなかった。これは、規制料金の下では、全ての需要家から均等に費用を回収することとなるため、同じ電気を利用した需要家間では不公平は生じないということを前提として、その電気を利用した時点で現に要した費用(合理的に見積もられた費用)のみ料金原価への算入を認めるという考え方に基づく。

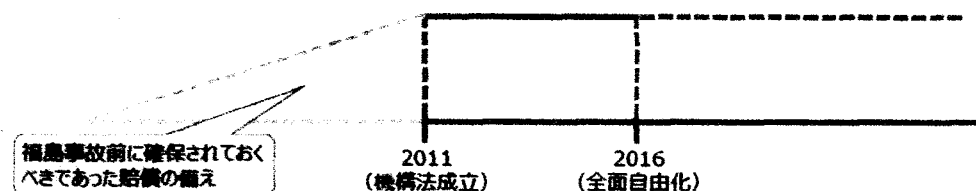
しかしながら、過去分を小売料金のみで回収するとした場合、過去に安価な電気を等しく利用してきたにもかかわらず、原子力事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担していくこととなる。こうした需要家間の格差を解消し、公平性を確保するためには、全需要家が等しく受益していた過去分について、全ての需要家が公平に負担することが適当であり、また、そうした措置を講ずることが、福島復興にも資するものと考えられる。

22

賠償の備え(原賠機構に基づく一般負担金)の負担の在り方



「過去分」のイメージ



出所：資源エネルギー庁（2016）「原子力損害賠償の備えに関する負担の在り方について」11月29日（第5回財務会計ワーキンググループ、資料5）

一般負担金とはどういうものか

- 原子力事業者の相互扶助機能を維持するための事業コスト
- 国会で、「過去分」との説明はされてこなかった。
- 「過去分」とする理論的根拠はない。
- 国会では、安易な電気料金値上げにならないようにすると説明していた。
- 「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」（2011年6月14日、閣議決定）でも同様。